

鳴立庵
指定管理者募集要項

令和7年9月

大磯町

目次

- 1 施設の概要
 - (1) 施設の紹介
 - (2) 名称
 - (3) 所在地
 - (4) 設置目的
 - (5) 施設等の概要
 - (6) 鳴立庵主
- 2 管理の基準
 - (1) 基準の考え方
 - (2) 利用時間・休庵日
 - (3) 法令、条例等の遵守
 - (4) 個人情報保護
 - (5) 情報公開
 - (6) 行政手続条例の適用
 - (7) 文書の管理
 - (8) 守秘義務
 - (9) 業務の一括委託の禁止
 - (10) 適正な労働環境の確保
 - (11) 事業報告・調査等への対応
 - (12) 事業計画書及び収支計画書の提出
 - (13) 損害賠償請求等への対応
 - (14) 苦情等への対応
 - (15) 事故等、災害等への対応
 - (16) 職員研修の実施
 - (17) 利用者のニーズの把握
 - (18) 監査等への協力
 - (19) 町内事業者の活用
 - (20) 環境マネジメントの推進
 - (21) 指定管理者の提案による整備、改修等
- 3 業務の範囲
 - (1) 施設等の維持管理
 - (2) 鳴立庵受付業務
 - (3) 「鳴立庵俳句会」の開催
 - (4) 「大磯西行祭」の運営業務
 - (5) 歴史的建造物等整備基金の募金箱の設置及び周知協力
 - (6) ふるさと納税に関する周知及び商品開発への協力
 - (7) 施設の特長を活かした普及活用事業の実施
- 4 指定の期間
- 5 指定管理業務に要する経費
 - (1) 経費の考え方
 - (2) 指定管理料
 - (3) 経費の区分経理
- 6 利用料金
 - (1) 利用料金の設定
 - (2) 利用料金収入の取扱い
- 7 納付金
- 8 リスクの分担
- 9 申請資格・条件
 - (1) 基本的要件
 - (2) 共通資格要件
 - (3) その他失格要件
- 10 申請方法
 - (1) 提出書類
 - (2) 質問事項の受付・回答
 - (3) 申請に要する費用
 - (4) 申請書等の提出
 - (5) その他
- 11 選定方法
 - (1) 審査体制
 - (2) 審査方法
 - (3) 選定基準
 - (4) 選定結果
- 12 協定の締結
- 13 留意事項
 - (1) 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置
 - (2) 指定管理業務の引継ぎ
- 14 問合せ先
- 15 添付資料・様式

鳴立庵指定管理者募集要項

大磯町では、俳諧道場として由緒ある鳴立庵を歴史的な文化財として保存活用し、文化の向上、観光の発展及び管理業務の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び鳴立庵の設置、管理等に関する条例（昭和62年大磯町条例第6号）の規定に基づき、次のとおり施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 施設の紹介

鳴立庵は、西行法師ゆかりの地として名高い大磯鳴立沢に建てられた俳諧道場で、庵内には、鳴立庵室、俳諧道場、円位堂、法虎堂、観音堂に加えて、80以上の石造物が安置されており、その中には湘南発祥之地を示す史跡もあります。300年以上続く俳諧道場で、京都の落柿舎、滋賀の無名庵と並び、日本三大俳諧道場の一つといわれています。

(2) 名称

鳴立庵

(3) 所在地

神奈川県中郡大磯町大磯1289番地

(4) 設置目的

鳴立庵は、1664年の開庵以来、日本三大俳諧道場として今日まで受け継がれている施設です。このような背景から、当町は、この鳴立庵を歴史的な文化財として保存活用し、文化の向上と観光の発展を図ることを目的として設置しています。

(5) 施設等の概要

ア 敷地面積

1,098.02㎡

イ 用途地域等

- ・ 近隣商業地域（国道境から30m）：建蔽率80%、容積率200%、準防火地域、最高限第二種（15m）
- ・ 第一種低層住居専用地域：建蔽率50%、容積率100%、防火指定なし、高度地区なし（※建築基準法（昭和25年法律第201号）55条第1項による高さ制限：10m）

※ 詳細は、都市計画図等で確認してください。

ウ 土地所有者

神奈川県（大磯町が土地を借受け）

エ 施設内容

名称	棟数	構造及び形式	建築年
俳諧道場	1 棟	構造：木造・平屋建て 規模：建築面積129.31㎡ 屋根：茅葺、一部杉皮葺 外壁：杉下見板貼	江戸時代に建てられたものを、昭和62年全面改修（復元建築）
法虎堂	1 棟	構造：木造 規模：建築面積5.18㎡ 屋根：瓦葺 外壁：杉板型羽目	江戸時代に建てられたものを、昭和62年全面改修
円位堂	1 棟	構造：木造 規模：建築面積4.96㎡ 屋根：茅葺 外壁：杉板型羽目	江戸時代に建てられたものを、昭和62年全面改修
観音堂	1 棟	構造：木造、RC地下 規模：建築面積9.97㎡ 屋根：銅版一文字葺 外壁：杉板貼	昭和62年新築
茶室	1 棟	構造：木造 規模：建築面積9.97㎡ 屋根：銅版葺 外壁：土塗壁	昭和62年新築 平成27年一部改修

オ 耐震性

俳諧道場は、昭和62年改修時にて筋違計算を行い、耐震性が認められています。

カ その他

- ・ 俳諧道場、法虎堂及び円位堂については、大磯町指定有形文化財として建築基準法第3条第1項の適用除外承認を受けています。
- ・ 昭和58年7月1日に大磯町指定史跡名勝天然記念物、有形文化財（建造物）に指定されています。
- ・ 平成25年4月1日に大磯町景観重要建造物に指定されています。

(6) 鳴立庵主

第23世 本井 英（令和元年8月から）

庵主：代々庵主は庵に居住し、庵の運営を行ってきましたが、当町の財産となつてからは施設の維持管理を当町が行っています。その中で、庵主制と庵主主催の俳句会を継続しています。

2 管理の基準

(1) 基準の考え方

本施設は、当町が設置する公の施設です。「1 施設の概要」を基に、公の施設としての特性を理解し、次に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

指定管理業務に当たっては、施設の設置目的を十分に理解し、公平性を確保しつつ、来庵者が満足できるような効率的かつ効果的な運営に努めてください。

(2) 利用時間・休庵日

ア 利用時間

原則として午前9時から午後4時まで

※ 指定管理者が必要と認めた場合は、町長の承認を受けて変更することができます。

イ 休庵日

原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※ 指定管理者が必要と認めた場合は、町長の承認を受けて変更することができます。

(3) 法令、条例等の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守してください。なお、次に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の行政関連法規
- ・ 鳴立庵の設置、管理等に関する条例、鳴立庵の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和62年大磯町規則第2号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）
- ・ その他管理運営に適用される法令、条例等

(4) 個人情報保護

指定管理業務の実施に当たって取り扱う個人情報は、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(5) 情報公開

指定管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書等は、個人情報を保護した上で情報公開に努めなくてはなりません。

(6) 行政手続条例の適用

施設の利用許可等の手続は、大磯町行政手続条例（平成10年大磯町条例第12号）に基づき行ってください。

(7) 文書の管理

指定管理業務の遂行に当たって作成し、又は取得した文書等は、その他の業務文書等とは別に管理し、当町が別に指示する期間、適切に保存しなければなりません。

(8) 守秘義務

指定管理業務の実施に当たって知り得た内容を第三者に漏らしたり、個人の利益のために使用したりしてはなりません。

(9) 業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、当町の承認を得て委託することができます。

(10) 適正な労働環境の確保

適正な労働環境の維持が、より質の高い指定管理業務の基礎となることを踏まえ、労働基準法その他の労働関係法令を遵守し、雇用、労働条件その他の労働環境への適切な配慮を行ってください。

(11) 事業報告・調査等への対応

毎年度終了後、指定管理業務全般に関する事業報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出してください。

また、指定管理業務に関して、その実態を把握するため、当町が随時に報告書の提出を求める場合がありますので、対応をお願いします。

さらに、当町が行う指定管理業務に係る調査について、協力してください。

当町に提出した各種報告書、調査結果等は、情報公開の対象となることがあります。

(12) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書（様式2）、普及活用事業計画書（様式2－1）、収支計画書（様式3）及び普及活用事業収支計画書（様式3－1）を毎年度の9月末までに提出してください。

(13) 損害賠償請求等への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に堪えなくな

った場合、利用者に被害が及んだ場合その他当町に損害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

よって、指定管理者は、あらかじめ指定管理業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

(14) 苦情等への対応

利用者等から寄せられる様々な苦情や要望に十分応えるため、マニュアルを整備するとともに、職員研修の実施等、必要な体制を整えてください。寄せられた苦情等に対しては、施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をしてください。

また、対応に当たっては、必要に応じ当町に報告するとともに、当町の指導を受けてください。

(15) 事故等、災害等への対応

事故及び事件の防止並びに災害及び感染症への対応のため、マニュアルを整備するとともに、職員研修の実施等、必要な体制を整えてください。

事故等が発生した場合の対応に当たっては、原則として、当町に報告するとともに、当町の指示を受けた後、指定管理者の責任において行うものとします。

なお、救護の処置が必要な場合など、緊急を要する場合においては、利用者の救護、安全確保に関する措置、消防・救急等の要請及び通報を行うほか、施設等の保全措置及び一時的な避難者の受入に努めた後、速やかに当町に報告するものとします。

(16) 職員研修の実施

本施設において指定管理業務を実施する職員に対し、必要に応じ、接遇、技能向上、救命救急、個人情報への取扱い、苦情解決等の研修を実施してください。

(17) 利用者のニーズの把握

年1回以上、利用者を対象としたアンケート調査等を実施し、常に利用者のニーズの把握に努めてください。また、当町が実施するアンケートに協力してください。

(18) 監査等への協力

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。この場合において、指定管理者は、監査委員等に協力しなければなりません。

(19) 町内事業者の活用

専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、当町の承認を得て委託することができます。この場合においては、可能な限り、町内

に本店等を有する事業者を選定するよう努めてください。

(20) 環境マネジメントの推進

当町は、大磯町環境基本条例（平成12年大磯町条例第18号）の趣旨により、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有しています。指定管理者においても、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めてください。

(21) 指定管理者の提案による整備、改修等

指定管理者は、事前に当町の承認を得た上で、指定管理者の負担により本施設の整備、改修等を行うことができるものとします。

なお、指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、指定管理者は、原則として、速やかに本施設を指定期間開始前の状態に復するものとします。ただし、当町と指定管理者との協議の上、指定期間開始前の状態に復さないことについて当町の承認を得た場合を除きます。

3 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる指定管理業務を行うこととします。詳細は、別紙1に定める「鳴立庵指定管理業務仕様書」に従い実施することとします。特に、指定管理者からの提案のあった事業（（7）施設の特長を活かした普及活用事業）は、別紙2の活用例を参考に実施する業務となります。

(1) 施設等の維持管理

環境維持管理（清掃、植栽、施設保全等）、防災・安全確保（防災、緊急体制、夜間等警備）等に関する業務

(2) 鳴立庵受付業務

鳴立庵及び敷地内各施設用の受付、承認、取消し等に関する業務

(3) 「鳴立庵俳句会」の開催

- ・ 庵主主催の「鳴立庵俳句会」の実施（年10回以上）
- ・ 「鳴立庵だより」の刊行

(4) 「大磯西行祭」の運営業務

当町は、西行の遺徳を偲び、俳句・短歌の振興を目的として、毎年3月最終日曜日に「大磯西行祭」の式典を開催し、事前に募集した俳句・短歌の入選作の献詠及び表彰を行うとともに、式典当日に短歌大会及び俳句大会を開催しています。これらの企

画及び運営を行うこと。また、令和8年度は、第70回大会の開催年度に当たるため、記念大会事業等を行うこと。

(5) 歴史的建造物等整備基金の募金箱の設置及び周知協力

鳴立庵を含む貴重な歴史的建造物の修繕に活用される基金への募金への周知協力を行うこと。また、募金箱を設置し、施設利用料金等とは別に管理を行うこと。

(6) 大磯町ふるさと納税に関する周知及び商品開発への協力

当町では、ふるさと納税の返礼品を通じて地元商品やサービスを提供し、地域活性化を目指しているため、当町ならではの魅力を伝える新しい返礼品として商品やサービスの企画・提供をすること。

(7) 施設の特長を活かした普及活用事業

当町の重要な地域資源である鳴立庵(大磯町指定文化財及び景観重要建造物に指定)に関し、施設の歴史・文化的な特長を活かして、多くの町内外の方々が利用し、施設が有効活用されるような事業の企画・実施をすること(別紙2「鳴立庵」の特長を活かした普及活用事業例について)。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とします。

なお、指定管理期間の3年目において、指定管理者からの事業報告書に基づき、「大磯町指定管理者候補者選定等委員会」を開催し、中間評価を行います。

中間評価の結果、改善点があれば業務改善の指導を行います。この場合においては、指定管理者は、指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組む必要があります。なお、当町は、改善結果が適正と認められないときは、指定管理者に対し、改善措置を講じるよう指示を行います。

また、当町が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 経費の考え方

本施設の管理に要する経費は、鳴立庵の設置、管理に関する条例第15条第2項に規定する利用料金、当町が支払う指定管理料及び自主事業による収入等(6 利用料金(2) 利用料金収入の取扱いを参照)によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料の額

申請者が提案する指定管理料は、次に示す上限金額（消費税及び地方消費税を含む）以下としてください。上限金額を超えて提案を行った場合は、失格となります。

【上限金額】

- ・ 指定期間（５年）総額：43,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の指定管理料を様式３「鳴立庵収支計画書」に記載してください。その際、各年度の指定管理料の合計額が上記の指定期間総額を超えないようにしてください。

指定管理料は、指定管理者から提出される収支計画書を踏まえ、当町における予算編成作業の過程及び町議会の議決を経て、年度協定において決定します。なお、申請時に提出のあった額を下回る場合があります。

イ 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度ごとに支払います。支払時期、方法等は、協定で定めま

す。

(3) 経費の区分経理

経費及び収入は、原則として団体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理してください。

6 利用料金

(1) 利用料金の設定

利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとします。

ア 施設の利用に係る料金の上限額

区分	単位	金額
句会、講演会、講座等	1 時間	町内 310円
		町外 620円
展示、展覧会等	1 日	町内 2,040円
		町外 4,080円

※１ 利用とは、句会、講演会、講座、展覧会等を行うため、鳴立庵の俳諧道場（道場・控室）、茶室及び庭園を利用することをいいます。

※２ 町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住所を有しない者が代表者である団体をいいます。

※３ 施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とします。

イ 入庵に係る料金の上限額

区分	金額（1人当たり）	
	個人	団体（20人以上）
大人	510円	410円
小人（小・中学生）	260円	210円

※ 小人＝小・中学生とします。

※ 小学生未満は、無料とします。

【参考】令和6年度料金

区分	金額（1人当たり）			
	個人		団体（20人以上）	
	町外	町内	町外	町内
大人	310円	110円	250円	90円
小人（小・中学生）	160円	60円	130円	50円

(2) 利用料金収入の取扱い

利用料金は、嶋立庵の設置、管理等に関する条例第15条第5項の規定に基づき、指定管理者の収入とします。

【参考】

令和6年度施設利用実績：入庵件数7,114件、入庵料収入1,365,420円

施設利用件数：215件、施設利用収入337,580円

7 納付金

自主事業によって得た収入（利用料金（自主事業分）収入及び自主事業収入をいい、自動販売機の収入を除きます。）相当額の一部を当町への納付金として納めていただきます。

納付金の額については、年度ごとの上記収入相当額に定率（年度ごとに異なる率を設定することができます。）を乗じた額とし、その率は、申請者による提案とします。

なお、赤字となった場合においては、原則として当町からの補填を行いません。ただし、当町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない現象の発生等がある場合は、協議の上、補填や一部の補助をする場合があります。

また、納付金の納入時期、方法等は、協定で定めます。

8 リスクの分担

当町と指定管理者のリスク分担は、別紙3に定めるリスク分担表のとおりとします。ただし、リスク分担表に定めのないリスクが生じた場合は、当町と指定管理者が協議

の上、リスク分担を決定します。

9 申請資格・条件

(1) 基本的要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。なお、申請グループについて、申請書提出後の構成員の変更は、認めません。

- ・ 法人格を有する者であって、かつ、日本国内に住所又は主たる事務所を有する者、又は複数の法人等によって構成されるグループ（以下「申請グループ」という。）であること。個人での申請はできません。なお、申請グループにあっては、代表者を定めるとともに当該代表者が申請手続を行ってください。
- ・ 申請者、申請グループの各構成員のいずれかが、他の申請グループの一員となっていないこと。

(2) 共通資格要件

法人及び申請グループ並びにこれらの代表者が次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ・ 「鳴立庵」の文化財としての価値をよく理解し、また、損なうことなく事業を行うことができること。
- ・ 施設の歴史・文化的な特長を踏まえた上で、「大磯らしい潤いづくり計画」の目標達成に向け、文化・観光振興に資する事業の実施ができること。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札等の参加の制限に該当する者でないこと。
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税を滞納していないこと。
- ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定により当町から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び大磯町暴力団排除条例に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ・ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ・ 拘禁刑以上の刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者でないこと（拘禁刑以上の刑には、刑法等の一部を改正する法

律(令和4年法律第67号)による改正前の法律に規定する懲役刑又は禁固刑を含む。)

(3) その他失格要件

本募集に関して、申請者及び申請グループが次のいずれかに該当すると当町が判断した場合は、その申請者及び申請グループは失格となりますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・ 提出書類に重大な不備がある場合
- ・ 本募集要項に違反している場合
- ・ その他不正行為がある場合

10 申請方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。なお、当町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ・ 鳴立庵指定管理者指定申請書(様式1)
- ・ 事業計画書(様式2)
- ・ 普及活用事業計画書(様式2-1)
- ・ 収支計画書(様式3)
- ・ 普及活用事業収支計画書(様式3-1)
- ・ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は、共同企業体結成を証する書類、会則等)
- ・ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※ 本募集への申請日から3か月以内に発行されたもの
- ・ 申請の日の属する事業年度の前年度における経営状況を説明する書類
- ・ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業内容を説明する書類
- ・ 直近1年間の納税証明書(国税及び地方税)
- ・ 指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式5)
- ・ その他当町が必要と認める書類

(2) 質問事項の受付・回答

ア 受付期間

令和7年9月9日から令和7年9月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付方法

質問票(様式4)に記入の上、ファクシミリ又は電子メールで提出

ウ 回答期間

令和7年9月22日から令和7年9月30日までの間、回答を当町ホームページに掲載します。

(3) 申請に要する費用

申請に要する経費等は、申請者の負担とします。

(4) 申請書等の提出

ア 受付期間

令和7年9月25日から令和7年9月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 提出方法

持参又は郵送により受け付けます。

※ 郵送の場合は、書留郵便により令和7年9月30日午後5時15分必着

※ 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めません。

エ 提出先

〒255-0003 神奈川県中郡大磯町大磯1398-18

大磯町産業環境部産業観光課観光推進係（大磯港港湾管理事務所）

オ 提出部数

原本1部、副本（原本の写し）15部

(5) その他

- ・ 提出された書類の内容を変更（軽微な変更を除く。）することはできません。
- ・ 提出された書類は、必要に応じて複写します。また、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ・ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ・ 申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。辞退届の様式は、問いません。

11 選定方法

(1) 審査体制

指定管理者の選定に当たっては、大磯町指定管理者候補者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）が、申請者から提出された申請書類等を基に選定基準に従い審査を行い、指定管理者候補者を選定します。

選定結果に基づき、町議会の議決を経て町長が指定管理者を指定します。

指定管理者候補者の選定に当たっては、申請書類等による書類審査及びプレゼンテ

ーションを行います。

(2) 審査方法

ア 1次審査（形式審査）

申請資格に該当しているか、申請書類に不足がないか等の確認及び審査を行います。この時点で、申請資格に該当しない場合は、失格になります。

イ 2次審査（プレゼンテーション審査）

申請者は、選定委員会において、申請書等の記載内容についてプレゼンテーションを行い、選定委員会の委員からの質疑に応答してください。

ウ その他（意見聴取）

選定委員会は、必要と認めるときは、専門的な事項に関し、第三者である専門家の意見を聴取します。

(3) 選定基準

指定管理者の選定に当たっては、次の基準に基づいて審査を行い、総合的に判断します。

- ・ 住民の公平な利用が確保されているか。
- ・ 指定管理料及び納付金の設定が町財政に貢献するものであるか。
- ・ 事業計画書の内容が、鳴立庵の効用を最大限発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。
- ・ 事業計画書に沿った管理を適切かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであるか。
- ・ 経営状況が良好で、管理等を継続して行うことができるか。

(4) 選定結果

選定の結果については、全ての申請者に文書で通知します。

なお、選定後、申請者の名称及び選定結果は、当町ホームページで公表します。

12 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者と当町と協議の上、指定管理業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定及び初年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

年度協定は、各年度協議の上、更新します。

13 留意事項

(1) 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに当町に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合

当町は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。この場合において、当町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

イ 当町及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合

当町及び指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとします。協議の結果、指定管理業務の継続が困難と判断した場合は、当町は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(2) 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するものとします。なお、引継ぎに係る経費については、現指定管理者の負担とします。

14 問合せ先

- ・ 住所
〒255-0003
神奈川県中郡大磯町大磯1398-18
- ・ 担当課名
大磯町産業環境部産業観光課
担当者 観光推進係 池田、田邊
- ・ 電話番号
0463-61-4100（代） 内線334
- ・ ファクシミリ番号
0463-61-5719
- ・ メールアドレス
kankou@town.oiso.kanagawa.jp

15 添付資料・様式

別紙1 鳴立庵 指定管理業務仕様書

別紙2	「嶋立庵の特長を活かした普及活用事業」活用例について
別紙3	リスク分担表
別紙4	個人情報保護に関する特記事項
様式1	嶋立庵指定管理業務指定申請書
様式2	事業計画書
様式2－1	普及活用事業計画書
様式3	収支計画書
様式3－1	普及活用事業収支計画書
様式4	質問票
様式5	指定管理者の指定申請に関する誓約書
参考資料	嶋立庵 案内図・配置図
	大磯らしい潤いづくり計画
	嶋立庵指定管理者候補者選定評価表